

平成 29 年 9 月 8 日

平成29年第 2 回登米市議会定例会
9 月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
同意第32号	監査委員選任につき同意を求めることについて	6
報告第17号	継続費精算報告について	7
報告第18号	平成28年度登米市水道事業会計継続費精算報告について	10
報告第19号	平成28年度登米市健全化判断比率の報告について	12
報告第20号	平成28年度登米市資金不足比率の報告について	13
報告第21号	放棄した債権の報告について	14
報告第22号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	17
報告第23号	株式会社とよま振興公社の経営状況について	18
報告第24号	株式会社いしこしの経営状況について	19
報告第25号	専決処分の報告について	20
議案第59号	平成29年度登米市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第60号	平成29年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第61号	平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第62号	平成29年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第63号	平成29年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第64号	平成29年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第65号	平成29年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第66号	平成29年度登米市病院事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第67号	平成29年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第68号	登米市市長の給料の月額の特例に関する条例の制定について	21

議案第 69 号	登米市自然環境保全地域内の鳥類による農作物被害に対する補償条例の一部を改正する条例について	22
議案第 70 号	登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について	23
議案第 71 号	平成28年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	27
議案第 72 号	工事請負契約の締結について	29
認定第 1 号	平成28年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	30
認定第 2 号	平成28年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	31
認定第 3 号	平成28年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	32
認定第 4 号	平成28年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	33
認定第 5 号	平成28年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	34
認定第 6 号	平成28年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	35
認定第 7 号	平成28年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	36
認定第 8 号	平成28年度登米市水道事業会計決算認定について	37
認定第 9 号	平成28年度登米市病院事業会計決算認定について	38
認定第 10 号	平成28年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	39

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	北條敏夫
住所	登米市登米町

同意第 32 号

監査委員選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	千 葉 良 悦
住 所	登米市米山町

報告第 17 号

継続費精算報告について

平成28年度登米市一般会計及び登米市宅地造成事業特別会計の継続費に係る事業が完了したため、継続費精算報告書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

平成28年度 登米市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				継続				比較			
				年割額	左の財源内訳			支出済額	国県支出金	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳			国県支出金	左の財源内訳		一般財源
					国県支出金	特定財源	一般財源			国県支出金	特定財源		一般財源	国県支出金	特定財源		一般財源		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
4	2	衛生費	25年度	800,000,000	266,666,000		533,334,000			800,000,000				800,000,000	266,666,000				533,334,000
			26年度	700,000,000	233,333,000		466,667,000			556,296,000				143,704,000	50,890,000				92,814,000
			27年度		199,290,000		△199,290,000			943,704,000	513,858,000			△943,704,000	△314,568,000				△629,136,000
8	2	土木費	28年度	1,099,499,000	66,714,000		1,032,785,000			1,099,498,440	66,714,000			560					560
			計	2,599,499,000	766,003,000		1,833,496,000			2,599,498,440	763,015,000			560	2,988,000				△2,987,440
			27年度	79,049,000			4,049,000			68,417,000					10,632,000				532,000
9	1	消防費	28年度	111,334,000			5,634,000			121,965,344				△10,631,344					△531,344
			計	190,383,000			9,683,000			190,382,344				656				656	
			27年度	69,304,000			9,004,000			29,970,000					39,334,000	34,200,000			5,134,000
			28年度	68,915,000	60,000,000		8,915,000			108,248,400	94,200,000			△39,333,400	△34,200,000				△5,133,400
			計	138,219,000	120,300,000		17,919,000			138,218,400	120,300,000			600					600

報告第 18 号

平成28年度登米市水道事業会計継続費精算報告について

平成28年度登米市水道事業会計の継続費に係る事業が完了したため、継続費精算報告書を調製したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 19 号

平成28年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(単位：%)

健全化判断比率	平成 28 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.89
連結実質赤字比率	—	16.89
実質公債費比率	8.8	25.0
将来負担比率	73.5	350.0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

報告第 20 号

平成28年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
病院事業会計	—
老人保健施設事業会計	—
下水道事業特別会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が 20%以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

報告第 21 号

放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

債権放棄調書

債権放棄年月日：平成 29 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 28 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
学校給食費	第 1 号該当 (生活困窮)	24 人	399 件	1,538,062 円	時効 2 年 合計人数の うち実人数 は 10 人
	平成 17 年度	1 人	24 件	84,000 円	
	平成 18 年度	1 人	19 件	65,000 円	
	平成 19 年度	2 人	8 件	25,900 円	
	平成 20 年度	1 人	36 件	134,400 円	
	平成 21 年度	3 人	38 件	153,500 円	
	平成 22 年度	3 人	24 件	93,508 円	
	平成 23 年度	2 人	60 件	231,604 円	
	平成 24 年度	2 人	60 件	244,800 円	
	平成 25 年度	3 人	50 件	191,400 円	
	平成 26 年度	6 人	80 件	313,950 円	
	計	24 人	399 件	1,538,062 円	

債権放棄年月日：平成 29 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 28 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
水道料金	第 1 号該当 (生活困窮)	3 人	17 件	95,405 円	時効 2 年 合計人数のうち実人数は 27 人
	平成 22 年度	1 人	2 件	16,305 円	
	平成 23 年度	1 人	10 件	69,230 円	
	平成 24 年度	1 人	5 件	9,870 円	
	第 2 号該当 (免責)	2 人	4 件	6,732 円	
	平成 26 年度	1 人	2 件	2,556 円	
	平成 27 年度	1 人	2 件	4,176 円	
	第 5 号該当 (行方不明)	28 人	72 件	210,369 円	
	平成 22 年度	1 人	1 件	2,380 円	
	平成 23 年度	2 人	8 件	10,220 円	
	平成 24 年度	2 人	2 件	3,220 円	
	平成 25 年度	12 人	28 件	105,640 円	
	平成 26 年度	5 人	18 件	46,429 円	
	平成 27 年度	6 人	15 件	42,480 円	
	計	33 人	93 件	312,506 円	

債権放棄年月日：平成 29 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 28 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
病院事業 使用料	第 1 号該当 (生活困窮)	3 人	8 件	314,834 円	時効 3 年 合計人数のうち実人数は 8 人
	平成 23 年度	2 人	7 件	314,544 円	
	平成 24 年度	1 人	1 件	290 円	
	第 5 号該当 (行方不明)	4 人	17 件	939,563 円	
	平成 13 年度	1 人	12 件	377,000 円	
	平成 17 年度	1 人	3 件	457,608 円	

	平成 21 年度	1 人	1 件	83,200 円
	平成 25 年度	1 人	1 件	21,755 円
	第 7 号該当 (徴収停止)	1 人	1 件	6,670 円
	平成 16 年度	1 人	1 件	6,670 円
	計	8 人	26 件	1,261,067 円

報告第 22 号

公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 23 号

株式会社とよま振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社とよま振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 24 号

株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	平成29年 6 月30日	平成29年 2 月16日、登米市石越町南郷字館前176番地12地内の駐車場において、職員の運転する公用車が駐車してあった相手方車両に衝突したもの	66,507 円 その余の請求を 放棄
営造物の 管理瑕疵	平成29年 7 月18日	平成29年 5 月17日、登米市米山町中津山字東千貫地内の市道において、被害者が自転車で通行した際、道路側溝脇舗装の段差によりバランスを崩して転倒し、右手首を骨折したもの	38,520 円 その余の請求を 放棄

議案第 68 号

登米市市長の給料の月額の特例に関する条例の制定について

登米市市長の給料の月額の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市市長の給料の月額の特例に関する条例

(給料の月額)

第 1 条 市長の給料の月額は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 33 年 4 月 28 日までの間（以下「特例期間」という。）に係るものに限り、登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条例別表第 1 の給料月額欄に掲げる額（以下「基礎額」という。）から当該基礎額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額及び特例期間中に退職した場合の退職時の給料の月額は、基礎額とする。

(特例期間の特例)

第 2 条 前条の規定にかかわらず、平成 29 年 10 月 1 日に市長であった者が、平成 33 年 4 月 28 日前に退職した場合は、当該退職した日を特例期間の終期とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 69 号

登米市自然環境保全地域内の鳥類による農作物被害に対する 補償条例の一部を改正する条例について

登米市自然環境保全地域内の鳥類による農作物被害に対する補償条例（平成17年登米市条例第149号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市自然環境保全地域内の鳥類による農作物被害に対する補償条例の一部を
改正する条例

登米市自然環境保全地域内の鳥類による農作物被害に対する補償条例（平成 17 年登米市条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 に規定する登録簿に掲げられている湿地内の鳥類による農作物被害に対する補償条例

第 1 条中「自然環境保全地域内」を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 に規定する登録簿に掲げられている湿地内」に、「保全地域内」を「登録湿地内」に改める。

第 2 条本文中「保全地域内」を「登録湿地内」に改め、「水稻」の次に「、麦及び大豆」を加え、同条ただし書中「耕作する水田の」を「作付けする」に改め、「水稻」の次に「、麦及び大豆」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について

登米市道路占用料条例（平成 17 年登米市条例第 198 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例

登米市道路占用料条例(平成 17 年登米市条例第 198 号)の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「310」を「300」に、「480」を「470」に、「650」を「630」に、「280」を「270」に、「450」を「440」に、「620」を「600」に、「28」を「27」に、「170」を「160」に、「560」を「540」に、「240」を「230」に、「760」を「670」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「12」を「11」に、「17」を「16」に、「25」を「24」に、「34」を「33」に、「50」を「49」に、「67」を「65」に、「120」を「110」に、「170」を

「160」に、「340」を「330」に改め、同表中

560
時価に 0.004 を 乗じて得た額
時価に 0.007 を 乗じて得た額
時価に 0.008 を 乗じて得た額
380
230
560

を

」

「

540
時価に 0.005 を 乗じて得た額
時価に 0.008 を 乗じて得た額
時価に 0.01 を 乗じて得た額
340
200
540

に改め、同表法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設の項中「

」

8」を「7」に、「76」を「67」に改め、同表道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「76」を「67」に、「760」を「670」に、「450」を「440」に、「8」を「7」に、「380」を「340」に

「

「

改め、同表中

560
時価に 0.028 を 乗じて得た額
76
56

を

540
時価に 0.034 を 乗じて得た額
67
54

に、

」

」

「

令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	時価に 0.02 を乗じて得た額	を
	上空に設けるもの		時価に 0.02 を乗じて得た額	
	その他のもの		時価に 0.028 を乗じて得た額	

」

「

令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設	占用面積 1 平方メートルにつき 1	時価に 0.024 を乗じて得た額	に、
-------------------	-----------------------------------	--------------------	-------------------	----

	けるもの		年	
	上空に設けるもの			時価に 0.024 を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		時価に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		時価に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		時価に 0.01 を乗じて得た額
その他のもの		時価に 0.034 を乗じて得た額		

「

「

時価に 0.02 を乗じて得た額
時価に 0.014 を乗じて得た額
時価に 0.02 を乗じて得た額
時価に 0.014 を乗じて得た額
時価に 0.02 を乗じて得た額
時価に 0.02 を乗じて得た額
時価に 0.028 を乗じて得た額
時価に 0.028 を乗じて得た額
時価に 0.02 を乗じて得た額
時価に 0.02 を乗じて得た額

を

時価に 0.024 を乗じて得た額
時価に 0.017 を乗じて得た額
時価に 0.024 を乗じて得た額
時価に 0.017 を乗じて得た額
時価に 0.024 を乗じて得た額
時価に 0.024 を乗じて得た額
時価に 0.034 を乗じて得た額
時価に 0.034 を乗じて得た額
時価に 0.024 を乗じて得た額
時価に 0.024 を乗じて得た額

に改め、同表備考 7 中「1

時価に 0.028 を乗
じて得た額

時価に 0.034 を乗
じて得た額

平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」
に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその
端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

議案第 71 号

平成 28 年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成28年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金192,837,079円を、別紙のとおり処分することについて議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

平成 28 年度 登米市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	10,178,427,117	22,899,564	192,837,079
議会の議決による処分数額	192,837,079	0	△ 192,837,079
資本金への組入	192,837,079	0	△ 192,837,079
処分後残高	10,371,264,196	22,899,564	(繰越利益剰余金) 0

議案第72号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 長沼ボート場クラブハウス新築工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 297,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字大網399番地
株式会社 渡辺土建
代表取締役 渡辺 光悦 |

認定第1号

平成28年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第2号

平成28年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第3号

平成28年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第4号

平成28年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第5号

平成28年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第6号

平成28年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第7号

平成28年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第8号

平成28年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第9号

平成28年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第 10 号

平成28年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣